

質問1 助成金の申請を目的としない就業規則作成の場合はどうか？

(答1) 対象となります。

質問2 就業規則作成には至らず、相談だけで終わった場合はどうか？

(答2) 就業規則の作成が要件であり、補助の対象とはなりません。

相談については、中小企業働き方改革サポート診断や働き方改革推進支援センターを活用いただくことは可能です。

質問3 育介法改正のように、単に法改正に合わせて規則を整備する場合も対象になるのか？

⇒ 法律の基準以上の制度構築でなければ補助対象にならないのか？

(答3) 法改正に伴う規則の整備（義務規定）は補助の対象とはなりません。ただし、法令等の施行日から起算して2か月前までに見直しを行った就業規則等を従業員に周知し、施行した場合は対象とします。

努力義務規定は対象となります。

質問4 事前の計画が必要か？

(答4) 必要です。

事前計画に基づき交付申請を行い、交付決定後に就業規則の見直しを行った場合を対象とします。（就業規則の作成準備は交付決定前でも可能です。）

質問5 「想定される環境整備」の4つの項目以外のテーマで規則を改正する場合は？

(答5) 具体的な内容が不明ですが、「賃上げ・人材確保に向けた環境整備のための就業規則等の見直し」であれば対象となる可能性はあります。

質問6 就業規則丸ごとではなく「1条だけ」改正する場合も対象になるか？

⇒ その場合の補助の上限はないのか？

(答6) 対象となります。補助の上限額は規定のとおりです。（最大10万円）  
ただし、補助率は3分の2であり、事業者にも負担が生じますので、適正価格での実施を想定しています。

また、計画的な方針もなく、効果が限定的で希薄と判断できるものについては、不採択とします。

質問7 現在誰も雇用せず、あるいは家族のみ等、労働者のいない事業場が、将来の新規採用目指して規則を作成する場合は対象になるか？

(答7) 対象となります。

ただし、要件となる従業員への周知ができませんので、求人等第3者に対し、本事業計画に合致した労働条件の明示を行うことを条件とします。

質問8 社会保険労務士でないものが、規則の作成または規則作成に関する相談に応ずる場合は対象になるか？

(答8) 有償での業務となりますので、社会保険労務士以外では弁護士のみ対象とします。

見直し内容等が補助事業の趣旨や、その他法の趣旨等に合致していることを担保する必要があります。

質問9 現在あるあいまいな社内制度を、明確に規定化する場合は対象になるか？

(答9) 「あいまいな社内制度」がどのようなものか不明ですが、規定化されていないだけで、実態として同様に実施されているのであれば、効果が希薄と判断し、不採択とします。

一方で、規則等が一切整備されておらず、「あいまいな」制度による運用がなされてるような場合に、計画的な方針のもと、賃上げ・人材確保に向けた環境整備の実施が見込まれる就業規則の整備を実施した場合は対象とします。

質問10 規程の監督署への届出は要件か？

(答10) 補助金の要件とはしていません。

ただし、「改正後の就業規則等の従業員への周知」は要件となりますので、客観的に周知の状況が把握できる資料の提出を求めます。

質問11 就業規則等の見直しおよびこれに係る調査に要する経費が対象のことだが、助成金の申請を社労士に依頼した際の申請報酬に対して補助は無いということか。

(答11) 助成金の申請に要した費用は対象とはなりません。

質問12 就業規則の見直し後、助成金の申請には至らなくても補助の対象となるのか。

例えば、就業規則の見直しにより新たに手当を創設することとなった場合、それだけで補助対象となり得るのか。

(答12) 対象となります。助成金の申請を必須とするものではありません。

就業規則の見直しにより新たに手当を創設することとなった場合も対象となります。

質問13 パチンコ店やゲームセンターは対象となるのか？

(答13) 風営法で規定される風俗営業に該当する場合は対象となりません。

質問14 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録は申請時点で必要か？

(答14) 申請時点で登録している必要はありません。滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録は事業完了までに登録の手続きを開始していれば実績報告は可能です。

ただし、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録には、前提として次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に届出していることが条件となりますのでご留意願います。

質問15 要件となっている滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録はいつまでにすればよいか？

(答15) 補助金の実績報告書を提出するまでに県へ登録申請を行ってください。

交付申請の段階では様式から「登録している」「登録手続き中」「登録はまだが登録予定」を選んでいただくことになります。

質問16 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録方法を教えて欲しい。

(答16) 「申請にあたって」（手引き）の2ページに記載がある下記ページをご覧ください。

滋賀県（WLB 推進企業登録と一般事業主行動計画）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17086.html>

質問17 中小企業者の判断はどうすればよいか？

(答17) 様式集（申請用Excelファイル）の「様式1－2（交付申請書）」の最初の項目である「資本金」「常時使用する従業員数」「業種」の3つの項目を入力いただき、シートセルA5の位置の「補助事業者に関する事項を入力してください。」が「空白」になれば対象事業所となります。対象となる中小企業者でない場合は「本事業の対象となる中小企業者ではありません。」と表示されます。

業種の判断は要綱別表をご確認ください。（「様式1－2（交付申請書）」にも表を添付しています。）